

令和八年熊本地震観光支援事業 九州ふっこう応援割

九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン

取扱マニュアル

＜ 旅行事業者・OTA用 ＞

令和8年10月17日
ver.1.3

九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン事務局

※本マニュアルの詳細については、FAQ＜事業者向け＞を参照してください。
※福岡県以外の旅行商品・宿泊商品については、各県のマニュアルを参照してください。

はじめに

九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン（以下「本事業」という。）に参画する、旅行会社・OTA（以下「旅行事業者」という。）は、補助金申請に関わる各種規程類に従う必要があります。

登録申請 URL：　https://amarys-jtb.jp/fukuoka-ra/
＊登録申請後、精算システムに係るID/パスワードをご連絡します。

旅行事業者の補助金審査に関わる各種規程類

九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン 取扱募集要項〈旅行事業者・OTA用〉 （本マニュアルにおいて「取扱募集要項〈旅行事業者・OTA用〉」という。）	業務の基本的な制度を示しています。
九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン 取扱マニュアル〈旅行事業者・OTA用〉	九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン 取扱募集要項〈旅行事業者・OTA用〉に基づき、審査基準となる制度等の解説や考え方を示しています。
九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン FAQ〈旅行事業者・OTA用〉 （本マニュアルにおいて「FAQ〈旅行事業者・OTA用〉」という。）	九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン 取扱募集要項〈旅行事業者・OTA用〉に基づき、実務に即して制度等を解説しています。 本マニュアルで記載している制度により精細な解説はこちらを参照ください。
登録申請マニュアルや審査マニュアル等の業務マニュアル類	**・九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン 登録申請マニュアル〈旅行事業者用〉** **・九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン 補助金申請マニュアル〈旅行事業者用〉** 実務に即して実際の手順や操作方法等を説明しています。補助金申請の詳細は補助金申請マニュアルを確認ください。
事務連絡等	適宜メール等で発信されるもので、速やかな周知を目的とした内容を掲載します。

旅行事業者の補助金申請に必要な書類

別記 様式第1号の2または3 実績内訳シート	補助金申請を行う際に販売した旅行商品の内容を入力し、提出いただく書類です。 記入項目等を事前に確認ください。 【掲載場所】 精算システム内
補助金申請書 兼 請求書	補助金申請の審査完了後、補助金請求額の合計が明記されている書類です。 補助金申請の最終承認後、自動生成されます。 【掲載場所】 精算システム内

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

目次

はじめに P1

第1章　審査基準 P3～P17

1. 制度の概要 3-5
2. 補助金の内訳と販売補助額の算出方 6-12
3. 宿泊を伴う旅行商品 13-14
4. 宿泊を伴う旅行商品（交通付） 15
5. 周遊型旅行商品 15
6. 保存が必要な書類 16-17

第2章　補助対象外となる旅行商品の考え方 P18～P21

1. 補助対象外となる旅行商品 18-20
2. 補助の対象として不適切なものを含む旅行商品 21

第3章　≪ 旅行事業者の責務・留意点≫ P22～P23

1. 旅行事業者の確認および通知義務 22
2. 留意点 23

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

1 審査基準

1. 制度の概要　旅行事業者

名称	九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン
事業期間	2026年10月1日(木)～2026年12月15日(火)宿泊分 (2026年12月16日(水)チェックアウトまで) ※ 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン予約受付開始日2026年9月24日(木)以降に予約がなされた対象旅行商品が対象です。
補助金交付額	【対象商品】 目的地が九州地方に限定される宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービスのうち ・福岡県における1泊以上の宿泊商品・旅行商品 ・福岡県の宿泊を含む周遊型旅行商品(宿泊地が2県以上の旅行商品) 【補助率】 旅行代金・宿泊代金の50% ＊熊本県・鹿児島県における1泊以上の宿泊・旅行商品の場合、及び熊本県又は鹿児島県の宿泊を含む周遊型旅行商品(宿泊地が2県以上の旅行商品)の場合は旅行代金の60% 【割引限度額】 1旅行商品1人あたり ＊下記の金額は、1泊あたりの割引限度額ではなく、旅行商品全体に対する1人あたりの割引限度額です。 宿泊サービス単体商品　20,000円 宿泊を伴う交通付き旅行商品(1泊)　20,000円 宿泊を伴う交通付き旅行商品(2泊以上)　30,000円 周遊型旅行商品(宿泊地が2県以上の旅行商品)　35,000円
旅行商品の販売者(間接補助事業者)	旅行事業者(旅行会社) 1. 国内旅行事業者 次の登録等をしている者かつ参画登録時点で福岡県内に事業所を有する者 ① 第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業 ② 旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業 ※ 旅行サービス手配業(ランドオペレーター)、住宅宿泊仲介業は対象外です。 2. 海外旅行事業者 福岡県が指定する、海外の法令にもとづく旅行業の許可を有する者
旅行者	国内旅行者・訪日旅行者 ※ 子供・幼児も1名としてカウント可能です。 ※ ビジネス利用は対象外です。
旅行商品の内容	• 次のいずれの旅行形態も補助の対象です。 [募集型企画旅行] [受注型企画旅行] [手配旅行] • 旅行商品に含まれる宿泊は、福岡県にて本事業に参画登録済の「宿泊施設」にて提供される必要があります。 • 旅行商品に含まれる物品やサービスは、旅行事業者により出発前までに手配され旅行代金が確定している必要があります。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

1 審査基準

1. 制度の概要　OTA

名称	九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン
事業期間	2026年10月1日(木)～2026年12月15日(火)宿泊分 (2026年12月16日(水)チェックアウトまで) ※ 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン予約受付開始日2026年9月24日(木)以降に予約がなされた対象旅行商品が対象です。
補助金交付額	**【対象商品】** **目的地が九州地方に限定される宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービスのうち** **・福岡県における1泊以上の宿泊商品・旅行商品** **・福岡県の宿泊を含む周遊型旅行商品(宿泊地が2県以上の旅行商品)** **【補助率】** **旅行代金・宿泊代金の50%** ＊熊本県・鹿児島県における1泊以上の宿泊・旅行商品の場合、及び熊本県又は鹿児島県の宿泊を含む周遊型旅行商品(宿泊地が2県以上の旅行商品)の場合は旅行代金の60% **【割引限度額】 1旅行商品1人あたり** ＊下記の金額は、1泊あたりの割引限度額ではなく、旅行商品全体に対する1人あたりの割引限度額です。 宿泊サービス単体商品　20,000円 宿泊を伴う交通付き旅行商品(1泊)　20,000円 宿泊を伴う交通付き旅行商品(2泊以上)　30,000円 周遊型旅行商品(宿泊地が2県以上の旅行商品)　35,000円
旅行商品の販売者(間接補助事業者)	**旅行事業者(OTA)** 1. 国内旅行事業者 次の登録等をしている者 ① 第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業 ② 旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業 ※ 旅行サービス手配業(ランドオペレーター)、住宅宿泊仲介業は対象外です。 2. 海外旅行事業者 福岡県が指定する、海外の法令にもとづく旅行業の許可を有する者
旅行者	**国内旅行者・訪日旅行者** ※ 子供・幼児も1名としてカウント可能です。 ※ ビジネス利用は対象外です。
旅行商品の内容	• 次のいずれの旅行形態も補助の対象です。 [**募集型企画旅行**] [**受注型企画旅行**] [**手配旅行**] • 旅行商品に含まれる宿泊は、福岡県にて本事業に参画登録済の「宿泊施設」にて提供される必要があります。 • 旅行商品に含まれる物品やサービスは、旅行事業者により出発前までに手配され旅行代金が確定している必要があります。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

1 審査基準

（1）既存予約の取扱いについて

九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン対象商品販売開始日以降に予約がなされた対象旅行商品が補助の対象です。
なお、OTA等で九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン対象商品販売開始日より前に予約がなされた商品に対し、九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン対象商品販売開始日以降に、九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーンの補助適用となるクーポン等を付与したとしても補助の対象外です。

（2）旅行期間の考え方について

企画旅行
企画旅行の旅行条件における旅行期間（旅行出発から帰着まで）。
当該企画旅行の期間内に提供される物品またはサービス（旅行を含む）について事前に予約を行っていれば、ひとつの旅行商品として考えます。

手配旅行
ひとつの旅行商品に含まれる物品又はサービスのうち、いずれかの提供が開始される日からすべての提供が終了する日を旅行期間とします。

（3）宿泊施設リストの確認について

補助の対象となる宿泊を伴う旅行に含む宿泊サービスは、**参画登録をしている宿泊施設**にて提供される必要があります。
宿泊日に参画登録がない宿泊施設での宿泊は補助の対象外です。

- 登録宿泊施設は、「新規登録、登録取消、参加停止等」の発生により、随時変動します。
- 福岡県に参画登録のある宿泊施設（補助の対象となる宿泊施設）は、公式WEBサイトまたは精算システム内にて確認してください。
- 宿泊施設の参画開始日と参画終了日の間にチェックイン、参画終了日の翌日迄にチェックアウトを行ってください。

【例】 参画開始日：10月16日、参画終了日：11月26日の場合
10月16日以降のチェックイン、11月27日までのチェックアウトが対象期間です。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

2. 補助金の内訳と販売補助額の算出方

旅行代金（税込）

旅行者支払額	販売補助金
総額の 50%	総額の 50%

熊本県・鹿児島県における1泊以上の宿泊・旅行商品の場合
熊本県又は鹿児島県の宿泊を含む周遊型旅行商品（宿泊地が2県以上の旅行商品）の場合

旅行代金（税込）

旅行者支払額	販売補助金
総額の 40%	総額の 60%

【割引限度額】

宿泊サービス単体商品	1旅行商品1人あたり　上限20,000円
宿泊を伴う交通付き旅行商品（1泊）	1旅行商品1人あたり　上限20,000円
宿泊を伴う交通付き旅行商品（2泊以上）	1旅行商品1人あたり　上限30,000円
周遊型旅行商品（宿泊地が2県以上の旅行商品）	1旅行商品1人あたり　上限35,000円

（1）販売補助限度額について

① 宿泊サービス単体商品【1旅行商品1人あたり 上限20,000円】

「宿泊サービス」のみで補助の対象の旅行商品となります。
「宿泊サービス」には「運送サービス」および「物品やサービス」を加えることが可能です。
（P13-14参照）

② 宿泊を伴う交通付き旅行商品（1泊）【1旅行商品1人あたり 上限20,000円】

運送サービスが、判断基準を満たした場合（P15参照）は、交通付き旅行商品です。

③ 宿泊を伴う交通付き旅行商品（2泊以上）【1旅行商品1人あたり 上限30,000円】

運送サービスが、判断基準を満たした場合（P15参照）は、交通付き旅行商品です。
同一県に2泊以上する旅行商品の場合、上限額は30,000円です。

④ 周遊型旅行商品（宿泊地が2県以上の旅行商品）【1旅行商品1人あたり 上限35,000円】

販売補助金申請する宿泊地が2県以上となる旅行商品の場合、上限額は35,000円です。※

※上記条件を満たす旅行商品は、原則「周遊型旅行商品」として販売補助金申請を行ってください。ただし、販売上において、システム都合等によりやむを得ない場合は「宿泊を伴う交通付き旅行商品（2泊以上）上限30,000円」として申請して差し支えありません。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

（2）補助対象となる旅行代金合計の考え方

別記 様式第1号の2または3（以下「別記様式第1号」という。）へ記入する「補助対象旅行代金合計」は、次の考え方で算出ください。

① 旅行者へ販売した総旅行代金がすべて補助の対象の場合
全額を、補助対象旅行代金合計として、別記様式1号へ記入ください。

② 「旅行全体が補助の対象外となる商品」の場合
旅行全体が補助の対象外です。
旅行全体が補助の対象外となる商品の例はP18-21を参照ください。

例　総旅行代金：40,000円/2泊3日の単県宿泊を伴う旅行/1名参加

1

総旅行代金すべてが補助対象の場合は、補助対象旅行代金合計40,000円で申請できます。

補助対象旅行代金合計
※旅行代金すべて補助対象



2

総旅行代金に**金券類**（※）が含まれている場合、「旅行全体が補助の対象外となる商品」にあたり、当該旅行は申請できません。
金額が明示された金券類であっても、総旅行代金から券面額を除いた額を補助対象とするのではなく、旅行全体が補助の対象外です。

申請不可



※金券類
QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券等（紙・デジタルを問いません）

3

総旅行代金に**資格取得費**が含まれている場合は、資格取得費を含んだ旅行代金は申請できません。申請の際は、資格取得費を除外した金額を補助対象旅行代金として計上ください。
例えば、10,000円が含まれているのであれば、
当該費用の10,000円を除いた額＝補助対象旅行代金合計30,000円で申請してください。

補助対象旅行代金合計
※補助対象外を除外



Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

（3）販売補助額算出手順

「補助対象旅行代金合計」を基準に算出します。

ひとつの旅行商品として申し込まれた「**①旅行者全員の補助対象旅行代金合計**」を基準に算出してください。
ただし、①での算出が難しい場合は、「**② 旅行者個別の補助対象旅行代金合計**」を基準に算出しても差し支えありません。
販売補助金の算出方については、旅行者へ周知のうえで販売ください。
なお、端数処理は、1円単位を基本としますが、旅行事業者側の業務上の都合など合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てを許容します。

別記様式1号の2　実績内訳シート（旅行事業者用）※【原則】1円未満切り捨て版
別記様式1号の3　実績内訳シート（旅行事業者用）※【特例】100円・10円未満切り捨て版

①「旅行者全員の補助対象旅行代金合計」を基準として算出する販売補助額の確認手順

【例】補助対象旅行代金：**200,000円**/2泊3日の福岡県（単県）での宿泊を伴う旅行（交通付）
大人2名、子供1名参加

（ア）旅行者全員の**補助対象旅行代金合計に対して**販売補助率を乗じて販売補助額とします。
（イ）1旅行商品1人あたりの上限額に人数を乗じて当該旅行の上限を算出します。
（ウ）（ア）と（イ）を比べ、上限を超えていたら上限額までが販売補助額となります。

【福岡県における宿泊】 販売補助率50%

（ア）補助対象旅行代金合計の50%

補助対象旅行代金合計…200,000円
販 売 補 助 率 … 50%
200,000円×50%
＝ 100,000円

（ウ）上限チェック ＞

（イ）上限額

販売補助額 上限 …30,000円
人数…3人
適用 30,000円×3人
＝ 90,000円

【熊本県・鹿児島県を含む宿泊】 販売補助率60%

（ア）補助対象旅行代金合計の60%

補助対象旅行代金合計…200,000円
販 売 補 助 率 … 60%
200,000円×60%
＝ 120,000円

（ウ）上限チェック ＞

（イ）上限額

販売補助額 上限 …30,000円
人数…3人
適用 30,000円×3人
＝ 90,000円

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

1 審査基準

②「旅行者個別の補助対象旅行代金合計」を基準として算出する販売補助額の確認手順

【例】総旅行代金：**200,000円**/2泊3日の福岡県（単県）での宿泊を伴う旅行（交通付）
大人2名（大人A・大人B）、子供1名（子供C）参加

《 内訳 》

（ア）大人A
- 補助対象旅行代金合計：**80,000円**/ 2泊3日の単県宿泊を伴う旅行（交通付）/大人1名参加
- 販売補助額：旅行代金の50% 40,000円 ＞ 上限 **30,000円**

（イ）大人B
- 補助対象旅行代金合計：**80,000円**/2泊3日の単県宿泊を伴う旅行（交通付）/大人1名参加
- 販売補助額：旅行代金の50% 40,000円 ＞ 上限 **30,000円**

（ウ）子供C
- 補助対象旅行代金合計：**40,000円**/ 2泊3日の単県宿泊を伴う旅行（交通付）/子供1名参加
- 販売補助額：旅行代金の50% **20,000円** ＜ 上限 30,000円

⇒（ア）30,000円+（イ）30,000円+（ウ）20,000円を足し上げた **80,000円** が販売補助額

②「旅行者個別の補助対象旅行代金合計」から販売補助額を算出した場合は、
①と比較し、この例においては10,000円販売補助額が低くなる点に留意ください。

【端数処理について】
1円単位を基本としますが、100円未満までを切り捨てとして計算することができます。
端数処理の金額は、100円未満の金額内で、旅行事業者の定めに基づきご判断ください。

【例】算出した販売補助額が6,666.6円の場合
- ○ 6,666円（1円未満切り捨て）
- ○ 6,660円（10円未満切り捨て）
- ○ 6,600円（100円未満切り捨て）

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

1 審査基準

（4）ひとつの旅行商品の中に異なる割引種別等が混在する場合の算出方

ひとつの旅行商品の中に「割引種別が異なる旅行者が含まれる場合」または「旅行出発日・旅行帰着日、宿泊施設が異なる旅行者が含まれる場合」は、割引種別ごとに様式1号に記入ください。

【例】ひとつの旅行商品の中に異なる割引種別がある場合

【熊本県・鹿児島県における宿泊】 販売補助率60%

《 内訳 》

①2泊3日の宿泊を伴う交通付き旅行商品/2名参加

- ●補助対象旅行代金合計： 100,000円
- ●販売補助額：補助対象旅行代金合計の60% 60,000円 ≦ 上限 30,000円×2人 ＝60,000円

② 1泊2日の宿泊サービス単体商品/1名参加

- ●補助対象旅行代金合計： 20,000円
- ●販売補助額：補助対象旅行代金合計の60% 12,000円 ＜ 上限 20,000円×1人 ＝12,000円

（5）ひとつの旅行商品の中に、複数県の宿泊を含む場合の算出方（周遊型旅行商品の算出）

複数県に宿泊する旅行においても、県毎に補助対象旅行代金合計をわける必要はありません。ひとつの旅行商品として補助金申請を行うことが可能です。各県の補助対象旅行代金合計および販売補助額を算出のうえ、それぞれの県へ補助金申請を行います。

【例】 ひとつの旅行商品で複数県に宿泊する場合

補助対象旅行代金合計：60,000円
福岡県2泊、A県1泊の宿泊を伴う交通付旅行商品 / 1名参加

	1泊目	2泊目	3泊目	帰着日
宿泊地	福岡県	福岡県	A県	-
販売補助額	60,000円 × 50% ＝ 30,000円 ＜ 上限額 35,000円			

補助対象旅行代金合計60,000円
販売補助額 30,000円で申請

≪旅行事業者がおこなうこと ≫

① 補助対象旅行代金合計に販売補助額を乗じ、上限チェックをして販売補助額を算出します。
② 補助対象旅行代金合計と①を様式1号へ記入してください。

≪販売補助額 按分方法≫

③「①」を県の泊数に応じて按分します。
（端数分が生じる場合は端数分を初泊の県へ割り当てます）

算出された販売補助額が30,000円の場合
福岡県に申請する販売補助額：30,000円 ÷ 3泊 × 2泊 ＝ 20,000円
A県に申請する販売補助額　：30,000円 ÷ 3泊 × 1泊 ＝ 10,000円

（6）ひとつの旅行商品の中に、本事業以外の割引を適用する場合
※地域独自に実施する割引制度など

各市町村が独自に実施している割引と併用することが可能です。原則として、先に市町村による旅行代金の割引を適用後、残りの旅行代金合計から販売補助額を算出のうえ、補助金申請を行います。
※各種割引制度を確認の上、補助金を算出ください。

【例】ひとつの旅行商品の中に異なる割引種別を適用する場合

市町村割引やクーポン割引（補助）は、旅行代金から先引きします

《 内訳 》　例）本事業以外の補助：1人1泊あたり5,000円の割引適用の場合

① 1泊2日の宿泊サービス単体商品/1名参加

- 旅行代金合計：20,000円 ／ 本事業以外の補助金：5,000円
- 補助対象旅行代金合計：15,000円
- 販売補助額：
 補助対象旅行代金合計の50% **7,500円** ＜ 上限 20,000円×1人＝7,500円



その他補助を適用後の15,000円が補助金の算出基準

《 内訳 》 例）本事業以外の補助：1人1泊あたり2,500円割引適用の場合

② 県内2泊3日の宿泊を伴う交通付き旅行商品/2名参加

- 旅行代金合計：150,000円
 本事業以外の補助金：10,000円（2,500円×2泊×2名）
- 補助対象旅行代金合計：140,000円
- 販売補助額：

補助対象旅行代金合計の50% 70,000円 ＞ 上限 30,000円×2人＝**60,000円**



その他補助を適用後の140,000円が補助金の算出基準

※当事業以外の補助とは自治体が独自で実施をする補助制度

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

(7)按分する一方の県が割引対象外(期間外又は予算枯渇)の場合においての割引額算出方法

原則として周遊型旅行商品の代金を泊数に応じて按分した上で、割引対象の県への旅行代金相当分については割引支援の対象とし、割引対象外の県への旅行代金相当分については割引支援の対象外とすることとします。
また、旅行業者等のシステム・運用において、旅行代金を泊数に応じて按分して割引を適用できない場合は、当該周遊型旅行商品の旅行代金全体を対象外とするなど、対象外とすべき旅行代金に対して割引が適用されないようにする必要があります。
なお、按分に当たって、1円未満の端数がある場合等については、割引上限の範囲内で、端数の値を踏まえつつ、旅行者に不利益が生じないよう、適切に調整することとします。

※泊数に応じて対象にする場合の具体的な計算方法については、
以下を想定(A県・B県:割引率50%、C県:割引率60%の場合)
例)
①周遊型旅行商品 A県1泊、B県2泊(割引対象外)、計30,000円の場合
・算定式:30,000×50%=15,000円<35,000円(割引上限額)
・割引額の各県への按分: A県15,000×1/3=5,000円
・割引総額:5,000円

②周遊型旅行商品 A県1泊、B県2泊(割引対象外)、計120,000円の場合
・算定式:120,000×50%=60,000円>35,000円(割引上限額)
・割引額の各県への按分: A県35,000×1/3≒11,667円
・割引総額:11,667円

③周遊型旅行商品 A県2泊、C県1泊(割引対象外)、計30,000円の場合
・算定式:30,000×50%=15,000円<35,000円(割引上限額)
・割引額の各県への按分: A県15,000×2/3=10,000円
・割引総額:10,000円

④周遊型旅行商品 A県2泊、C県1泊(割引対象外)、計120,000円の場合
・算定式:120,000×50%=60,000円>35,000円(割引上限額)
・割引額の各県への按分: A県35,000×2/3≒23,333円
・割引総額:23,333円

⑤周遊型旅行商品 A県1泊(割引対象外)、C県2泊、計30,000円の場合
・算定式:30,000×60%=18,000円<35,000円(割引上限額)
・割引額の各県への按分: C県18,000×2/3=12,000円
・割引総額:12,000円

⑥周遊型旅行商品 A県1泊(割引対象外)、C県2泊、計120,000円の場合
・算定式:120,000×60%=72,000円>35,000円(割引上限額)
・割引額の各県への按分: C県35,000×2/3≒23,333円
・割引総額:23,333円

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

3. 宿泊を伴う旅行商品

(1) 宿泊を伴う旅行とは

- 「宿泊サービス」のみで補助の対象の旅行商品となります。
- 「宿泊サービス」には「運送サービス」および「物品やサービス」を加えることが可能です。
- 宿泊を伴う旅行に加えた運送サービスが「交通」の条件を満たした場合、「宿泊を伴う旅行商品(交通付)」となります(P15参照)。

宿泊サービス

参画登録のある「宿泊施設」



旅館業法にもとづき旅館業の許可を受けた宿泊施設を対象とします。

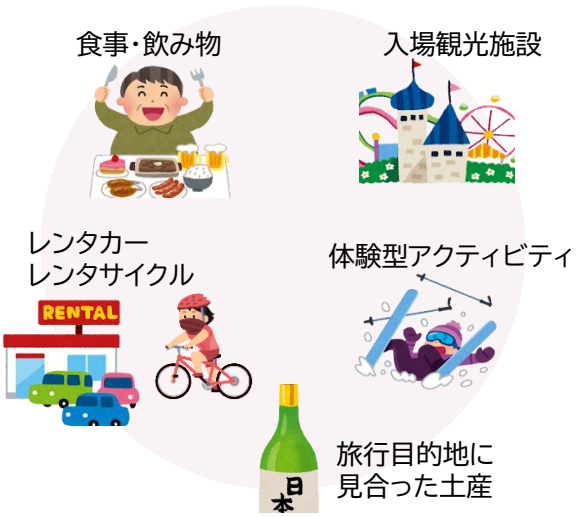
- 下宿営業を除く
- 風営法の適用を受ける宿泊施設を除く
- デイユースを除く

宿泊に加えることができる旅行サービス

運送サービス



物品やサービス



宿泊サービス＋
「交通」の条件を満たした運送サービス
＝宿泊を伴う旅行商品(交通付)
※宿泊地が2県以上の場合は周遊型旅行商品

宿泊サービス ＋
物品やサービス
＝宿泊サービス単体商品
※宿泊地が2県以上の場合は周遊型旅行商品

宿泊を伴う旅行商品(交通付)、周遊型旅行商品については、P15を参照ください。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

（2）宿泊サービスに加えることができる旅行サービスの判断例

次に示す判断例は、あくまでも一例です。本マニュアルを確認し、制度に則った対応ができるかどうかを最終的な判断基準にしてください。

No.	宿泊に加えることができる各種サービス	可否	備考
1	航空：団体割引運賃、団体包括運賃、個人包括運賃	○	
2	鉄道：JR券マル契乗車票	○	
3	航空：普通運賃、個人用各種割引運賃	△	《券面に金額が記載されたものを利用する場合》 「旅行事業者における**適切な管理がなされたことを証明する書類の保存**をする場合」に限り対象 ※ 保存が必要な書類はP.16－17保存書類」にて確認ください。
4	鉄道：個人用の乗車券、特急券、寝台券、指定席券、企画乗車券、地域周遊きっぷ等	△	
5	鉄道：JR団券、団体乗車券	△	
6	乗合バス：定期観光バス、高速バス	△	
7	予め行程と料金が決まっている路線バス	△	
8	船舶	△	
9	貸切バス	○	
10	タクシー、ハイヤー	△	出発前までに、旅行事業者による手配・料金確定が完了していない場合は対象外
11	索道（リフト・ロープウェイ、ケーブルカー等）	○	
12	レンタカー	△	「交通」の条件を満たす運送サービスではありません
13	自家用車	×	
14	食事、飲み物	○	
15	お弁当	○	
16	お土産	○	
17	観光・入場	○	
18	体験型アクティビティ等 （ダイビング、サーフィン、そば打ち、果物狩り、等）	○	
19	ライセンスや資格の取得費用	×	
20	添乗員・ガイド同行費用	○	
21	旅行計画作成にかかる企画料金 ※受注型企画旅行	○	
22	旅行業務取扱料金　※手配旅行	○	
23	宿泊税・入湯税	×	
24	金券類等	×	条件を満たした場合一部対象（P17参照）
25	旅行者の手配による運送サービスや現地アクティビティ等	×	
26	お布施や賽銭等実質的な喜捨金（寄附）に該当するもの	×	拝観料に限り対象
27	宴会コンパニオン	×	宴会コンパニオン代を明示できる場合、総旅行代金からその額を除いた額は対象

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

4. 宿泊を伴う旅行商品（交通付）

旅行事業者により出発前までに運送サービスが手配されており、旅行代金が確定している場合は、「交通付き商品」です。
「運送サービス」とは、対価（運賃）を得て、場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービス（日本においては一般的に鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービス）を指します。高速道路料金や、自らが運転する自家用車やレンタカーは運送サービスには該当しません。

（1）宿泊を伴う旅行商品（交通付）における交通の判断基準

- 片道利用や、出発日・到着日以外の利用でも、運送サービスが手配されていれば交通と判断されます。
- 次のものは交通付の判断基準を満たしません。
 ・**特定の利用者のみに提供されるもの**（スクールバスや従業員専用の送迎等）
 ・**送迎のために無料で行われるもの**（宿泊に付随して無料で提供される送迎サービス等）

運送サービス	判断基準
有料列車（JR、私鉄）	有料列車とは「全ての車両が追加の料金を必要とするもの」を指します。
乗合バス（路線バス、定期観光バス、高速バス等）	スクールバスや無料送迎は、運送サービスとはなりません。 発着地同一型の定期観光バスは対象外です。
船舶	人の運送を行っていれば、旅客船のみならず貨物船も対象です。 遊覧船は対象外です。
タクシー・ハイヤー	旅行者が自ら手配した運送サービスは補助対象外です。
貸切バス	道路運送法に規定される一般貸切旅客自動車運送事業用に供されるバスのことを指します。
航空機・ヘリコプター	遊覧飛行は対象外です。

5. 周遊型旅行商品

ひとつの旅行商品の中で、宿泊地が2県以上となる場合は、「周遊型旅行商品」です。
複数県に跨る旅行商品であっても周遊型旅行商品として補助金申請できない場合がありますので以下ご確認ください。

行程	割引種別
1泊目：福岡県/2泊目：鹿児島県へ宿泊する2泊3日の旅行商品	2県以上の宿泊地が含まれるため **周遊型旅行商品割引を適用**
1泊目：福岡県/2泊目：福岡県/3泊目：山口県へ宿泊する3泊4日の旅行商品	2県以上の宿泊地が含まれるが ひとつの旅行商品に九州地方以外が含まれるため **福岡県を含むすべてが補助対象外**

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

6. 保存が必要な書類

補助の対象となる商品の販売において、必要な保存書類は次のとおりです。
詳細は補助金申請マニュアルを確認ください。

補助金申請にあたり、旅行事業者は以下1～2の全ての書類を必ず保存ください。

以下書類については、県事務局での審査や国の監査機関の求めに応じて提出いただく場合があります。実績内訳シート（別記様式1号の2または3）の記載項目が正確であることを証明できる以下1・2の帳票を必ず保存してください。

1. **旅行代金の請求から入金までの証明ができる書類（P16下段参照）**
2. **契約内容を証明できる書類（P17参照）**

その中には、以下4点が記載されている必要があります。

- 予約の内容を特定することができる番号
- 旅行代金割引額
- 割引後の支払額
- 利用宿泊施設・宿泊人数

※該当書類の提出を求めた場合、申請内容の適格性が確認できるまで、補助金の支払いは保留します。
※利用宿泊施設に、宿泊の実態確認の協力を求める場合があります。
※書類の提出や事情聴取等に応じていただけない場合、補助金の支払いができない場合がございます。

保存期間は、事業終了年度の翌年度から5年間です。

1. 旅行代金の請求から入金までの証明ができる書類

（1）旅行者に発行した請求書の控え

請求先氏名又は名称、発行者氏名又は名称、補助対象旅行代金合計、販売補助額、販売補助金適用後の旅行者支払額、請求内容、旅行年月日を記載したもの

（2）旅行者からの入金が証明できるもの

領収書控え：内訳（宛先、金額、発行日、事業者名等）及び入金方法（現金、クレジット、振込等）が記載されたもの

※ただし、領収書控えがない場合または入金方法（現金、クレジット、振込み等）が記載されていない場合は、それを証明する書類として次の①～③の保存が必要

①現金の場合：入金が確認できる事業者の帳票、出納帳等
②クレジットカードまたは電子マネー利用の場合：事業者控え、利用データ等
③振込みの場合：振込みを証明できる利用口座の通帳コピー、振込データ等

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

2. 契約内容を証明できる書類

旅行形態	書類名
募集型企画旅行	**(1)該当商品および手配内容が証明できる予約記録(旅行代金記載)** **(2)最終旅程表** **(3)該当商品がわかるパンフレット(データ等)**
	各種交通機関の利用を証明する書類 ● 券面に金額の記載がない企画商品を利用した場合 **(4)予約内容が記載された最終旅程表** ※ただし券面に金額が記載された個札(団体乗車券含む)を利用した場合は受注型企画旅行・手配旅行と同様の取扱い ● 貸切バスを利用した場合 **(5)運送引受書**
受注型企画旅行	**(1)取引条件説明書面** **(2)旅行代金の内訳が分かる書類** **(3)最終旅程表** **(4)各施設の手配書**
	各種交通機関の利用を証明する書類 ● 個札「団体乗車券含む」等、券面に金額が記載されたものを利用した場合 **(5)航空機利用を証明する書類** 搭乗したことを証明する書類(搭乗証明書または搭乗案内) **(6)鉄道、高速バス、船舶の利用を証明する書類** 使用済原券(提出の際はコピー)または乗車(乗船)かつ降車(下船)を証明できる書類 ● 貸切バスを利用した場合 **(7)運送引受書**
手配旅行	**(1)旅行代金の内訳が分かる書類** **(2)各施設の手配書(料金が記載された施設の回答書)**
	各種交通機関の利用を証明する書類 ● 個札「団体乗車券含む」等、券面に金額が記載されたものを利用した場合 **(3)航空機利用を証明する書類** 搭乗したことを証明する書類(搭乗証明書または搭乗案内) **(4)鉄道、高速バス、船舶の利用を証明する書類** 使用済原券(提出の際はコピー)または乗車(乗船)かつ降車(下船)を証明できる書類 ● 貸切バスを利用した場合 **(5)運送引受書** ● 貸切タクシー(ハイヤー)を利用した場合 **(6) 最終旅程表**

前項目に掲げる書類のほか、その他必要な書類として福岡県が指定した一切の情報

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

2 補助対象外となる旅行商品の考え方

1. 補助の対象外となる旅行商品

実態が伴わない旅行や、水増しされた旅行代金等に対する補助金申請など、補助金を不当に多く引き出すことにつながる行為を伴う申請は、旅行商品の内容を問わずすべて補助の対象外です。

場合により、各種書類の確認対象となりますので、次の考え方を参考に適正な販売と申請をしてください。

なお、申請の内容が適正でないと判断された場合、当該申請は差戻しまたは否認となる場合があります。その場合、支払済の補助金についても不適切と判断された場合は、補助金の返還を求めます。

(1) 実態が伴わない旅行に対する補助金申請

補助金は、現に実施された旅行に対して支払われます。販売した旅行には実際に旅行者が全日程に参加することが必須の条件です。次のような事例は実態が伴わない申請(架空申請)と判断されます。

① 「ノーショー」や「旅行の取消し」で実際の参加がなかった場合

旅行代金全額を収受していたとしても、当該旅行へ実際の参加がない場合は補助の対象外です。取消された旅行に対して、補助金の申請はできません。
この場合は、通常通り各旅行事業者の約款等に沿って取り扱ってください。

② 旅行内容の短縮が生じた場合

旅行契約(旅行日程)の短縮が行われ、参加できなかった日程に対して適正な精算が行われた場合において、精算後の旅行が依然補助の対象となる場合は申請が可能ですので、変更後の旅行代金に対して販売補助額を再計算のうえ申請してください。

③ 旅行内容や宿泊日、宿泊者が確定しない「旅行の権利」のみが販売された場合

旅行の権利のみが提供される「旅行クーポン券」、「ふるさと納税返礼品」、「クラウドファンディングリターン」等は補助の対象外です。
旅行実態(旅行者、旅行日)が確定されていないためです。

④ 旅行者が日程の一部を権利放棄することを前提とした旅行商品が販売された場合

旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等はできません。例えば、「実際の宿泊施設にはチェックインせず、他の場所に宿泊することを目的とした旅行」や「往復の運送サービスを割引くことを目的として、運送サービスに廉価な宿泊施設を組み合わせて宿泊を放棄することを前提とした旅行」等は補助の対象外です。

⑤ 架空予約など、旅行や施設の予約が捏造された場合

実態のない旅行や施設を申請することはできません。
参加人数を水増しして報告し、架空の参加者への補助を受けるような行為はできません。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

2 補助対象外となる旅行商品の考え方

（2）旅行代金等の水増しとなる補助金申請

補助金は事業者により申請される旅行代金を基準として算出されます。
そのため、旅行代金や旅行日程、補助金対象人数を不当に吊り上げ、補助金を多く引き出す不正行為が想定されます。
次のような事例は「水増し申請」の手法となりえるため、取扱いには注意ください。

① 現金および現金同等に扱われる金券、換金目的または換金性の高いものを含む場合

次のような「現金」、「現金と同等に扱われる金券類」、「有価証券」、「購入した旅行事業者以外で旅行者が容易に払い戻し可能な普通乗車券類」等を旅行代金に含めることは、旅行代金を水増しする行為と判断し、「旅行全体」が補助の対象外です。

- 現金および金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）※紙・デジタルを問いません。
 ただし、次の（ア）～（ウ）すべてを満たすものに限っては商品に含めることが可能です。

 （ア）金券の使途となる物品またはサービスが、券面に記録されたものである
 　　ただし宿泊施設の館内利用券に限り金額の明示は可能
 （イ）使途が具体的に特定されている、または限定された複数の使途の中から
 　　旅行者が選択・特定して利用するものである
 （ウ）当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内でのみ利用できるものである

- 鉄道の普通乗車券（特急券：指定席券等を含む）、回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等。
 ただし、P14に規定のとおり「旅行事業者における適切な管理がなされている場合」は商品に含めることが可能です。
- 収入印紙や切手

② 自社で価格決定をする旅行商品に対して割引を行った場合

補助の対象となる旅行商品の価格を決定している事業者が当該商品に対して割引クーポンやポイント等（名称を問いません）を付与する旅行は、次のように取り扱いください。

- 価格決定権がある事業者が自らの補助対象商品にのみ付与する割引クーポン等
 ⇒ 付与することは制限しませんが、本事業の補助額を算出する前に適用ください。
 【例】10,000円の旅行で1,000円の割引クーポンを利用する場合は、1,000円を引いた9,000円を基準として販売補助額を算出します）
- 価格決定権がある事業者が自らの補助対象商品にのみ付与するポイント等
 ⇒ 付与できません。

※「第三者の原資により付与されているもの」、「本事業開始前より恒常的に顧客販促で適用されているもの」、「広く全ての会員に適用されるもの」等の付与を妨げるものではありません。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

（3）その他の留意すべき補助金申請

次の場合においても、旅行全体が補助の対象外です。

① ビジネス利用の場合

ビジネス利用の宿泊は補助の対象外です。ビジネス利用は以下のようなものが該当します。
・法人名での請求書・領収証の発行
・コーポレートカードでのクレジットカード決済

② 本事業の対象外となる期間が含まれた旅行商品

旅行契約に定められた旅行期間の中に、「対象期間外」の日程が含まれている旅行は補助の対象外です。

③ 九州地方以外の地域が含まれた旅行商品

旅行契約に定められた旅行期間に、九州地方（福岡県・鹿児島県・熊本県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県）以外の宿泊が含まれている旅行は九州地方を含む全てが補助の対象外です。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

2. 補助の対象として不適切なものを含む旅行商品

次の基準・考え方に照らして旅行商品を造成・販売ください。
基準・考え方を満たさない場合は、旅行商品全体が補助の対象外です。

以下の基準・考え方を満たす旅行商品が補助の対象です。

① 旅行商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること
旅行商品に含む物品やサービスの内容は、当該旅行商品の旅行目的に沿っており、かつ旅行目的地での消費に寄与している（旅行目的地に関連している）必要があります。

② 旅行商品に含まれる物品やサービスの価額が宿泊料金の水準を超えないこと
上記①を前提としたうえで、旅行商品に含む物品やサービスの価額については、当該旅行商品に含まれる宿泊料金相当額を超えないことを目安にしてください。

③ 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること
旅行商品に含む物品やサービスは、旅行期間中に旅行者が享受できるものが基本です。また、特性上、旅行の開始前からまたは旅行の終了後において旅行日程に付随するものは補助の対象にできます。

【例】
・スーツケースを事前に旅行目的地へ配送する
・行程に組み込まれた絵付け体験で、後日焼きあがった陶器が配送される

④ 旅行商品の行程に九州地方以外の宿泊地が含まれないこと
宿泊以外の立ち寄り先として、九州地方以外を含む場合については補助の対象です。

⑤ ライセンスや資格の取得を目的としないこと
ライセンスや資格の取得費用は補助の対象外です。

⑥ 上記①～⑤のほか、対象商品として適切でないと認めるものではないこと
旅行は多様な価値創出や企画によって成立するものであることを踏まえ、上記①～⑤の判断基準に照らした上で、個別具体的に補助の対象とするか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断します。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

3　旅行事業者の責務・留意点

1. 旅行事業者の確認および通知義務

（1）旅行事業者が本事業対象の商品を販売をする上で必ず対応すること

本事業を円滑に実施するため、旅行事業者の本来的業務にかかる部分において、福岡県が定める本事業の運用の一部を旅行事業者が担う必要があります。
OTA含むすべての旅行事業者は、次の（ア）、（イ）を確認の上、適切に対応ください。

（ア）旅行者に対する案内義務

本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、必ず次の内容を旅行者へ周知してください。

- 旅行商品に関連する福岡県の規程を旅行者自身で出発までに確認すること
- 旅行当日に、「利用証明書」に署名等が必要であること

（イ）利用証明書への署名依頼・確認及び保管を実施する主体者への通知義務

旅行当日に宿泊施設にて「利用証明書」に署名等が必要なことから、その実施を宿泊施設に依頼する場合、旅行事業者から通知のない限り、宿泊施設は、当該予約が本事業の補助の対象であることがわかりません。

本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、利用証明書への署名依頼・確認及び保管が適切に行われるよう、旅行当日までに宿泊施設へ必ず通知ください。

- 当該旅行が補助の対象である予約である旨
- 当該旅行への補助の対象となる人数

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

2. 留意点

(1) 旅行者事由により、旅行商品が取消された場合の補助金取扱い

取消料の取扱いについては、各旅行事業者の約款等に沿って対応ください。
本事業による販売補助金は、「旅行代金」を減額するものではありません。(※)
通常、本事業は販売補助金が適用された「旅行者支払額」より取消料が多くなる(取消料100%などの)場合、その不足分は旅行者の負担となり、販売補助金として申請することはできません。

【例】取消料100%の旅行商品が取り消される場合(補助金適用済)

旅行代金:大人1人 40,000円(宿泊を伴う旅行(交通付))取消料100%

取消料は、「販売補助金が適用される前の旅行代金(40,000円)」に対して生じる。
旅行者支払額より取消料が多いため、旅行者が不足額(20,000円)を支払う。



※「割引」という表現は、旅行者に対しての表現に限り、使用にはご留意ください。
販売時に「○○%割引」「○○円引き」のような「旅行者が値引きと認識するような表現」をした場合、旅行事業者による「旅行代金の減額」行為と誤認されるリスクがあります。
誤認させて旅行契約を締結した場合は、取消料の計算や旅行者帰責による補助金適用不可の際に、旅行者への旅行代金不足分(販売補助額と同額)の請求根拠を失う可能性があります。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

4 更新履歴・お問合せ

Ver	更新日	更新内容
Ver. 1.1	2026/09/26	・旅行事業者の補助金申請に必要な書類
Ver. 1.2	2026/10/07	・各ページの誤記(頁番号等)修正 ・P.8 実績内訳シート(旅行事業者用)を追記 別記様式1号の2　実績内訳シート(旅行事業者用)※【原則】1円未満切り捨て版 別記様式1号の3　実績内訳シート(旅行事業者用)※【特例】100円・10円未満切り捨て版 ・P.12　按分する一方の県が割引対象外(期間外又は予算枯渇)の場合においての割引額算出方法　を追記
Ver. 1.3	2026/10/17	P.12　A県・B県:割引率50%、C県:割引率60%の場合　を追記 P.20 ビジネス利用の場合の条件の補足　を追記

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

～MEMO～

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

～MEMO～

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.

《 **旅行事業者・OTA用お問合せ窓口** 》

九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン事務局

【精算に関するお問い合わせ（精算システム含む）】

TEL：050-1794-6477

（受付時間：10:00-17:00）

※本マニュアルの詳細は、FAQ＜事業者向け＞を参照ください。

Copyright © 2026 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン All Rights Reserved.